

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 宗教法人と税金

Q: 宗教法人は税金を全く納めなくてもよいのですか。

A: 収益事業に対しては法人税が課税されますが、種々の課税上の特典が設けられています。

#### 【解説】

宗教法人とは、宗教法人法の規定に基づき、法人格を与えられた宗教団体をいいます。

課税上の特典の概要は次のとおりです。

#### (1)所得に対する取扱い

本来の宗教活動に伴う所得については非課税となっていますが、収益事業を営むことにより生じた所得は課税されます。

しかし、一般の法人よりも低い税率となっています。

#### (2)資産に対する取扱い

宗教法人が財産の贈与又は遺贈を受けた場合、原則として非課税となっています。

ただし、財産を贈与又は遺贈することにより、贈与者又は遺贈者の相続人等の贈与税、相続税の負担を不当に減少する結果となるときは、宗教法人に贈与税、相続税が課されます。

#### (3)所得税の非課税

宗教法人が支払いを受ける利子、配当、利益の分配などは、原則として所得税が課されません。預金の利子については金融機関へ、また、株式の配当についてはその支払会社へ非課税扱いの申出をすればよいことになっています。

